

(別表)

○ 専修学校の設置等の認可に係る法令の定め

項目	法	省令	府審査基準
設置者	学教法127 私学法64-4	—	第1の1
名称	—	設置基準52	第1の2
立地条件	—	設置基準44	—
規模	学教法124-3	設置基準45	第1の3
修業年限	学教法124-1	—	—
授業時数	学教法124-2	設置基準16、 20、29	—
課程	学教法125	—	—
同時に授業 を行う生徒	—	設置基準6	—
校長資格	学教法129-2	—	第1の4
教員資格	学教法129-3	設置基準41~43	—
教員数	学教法128-1	設置基準39~40	第1の5
施設設備等	学教法128-2、3	設置基準45~51	第1の6
資産等	私学法25	(通達 三)	第1の7
設置者の 管理運営	—	—	第1の8
開校の時期	—	学教則184	—

※ 「学教法」＝学校教育法、「私学法」＝私立学校法

※ 「学教則」＝学校教育法施行規則

※ 「設置基準」＝専修学校設置基準

※ 「通達」＝文部次官通達「私立学校法の施行について」（昭和25年3月14日）